川崎市

もしものときに

24時間つながる安心



緊急通報システム



緊急時に端末から通報することで、
警備員の駆け付けや救急車要請ができます。

緊急通報システムの流れ

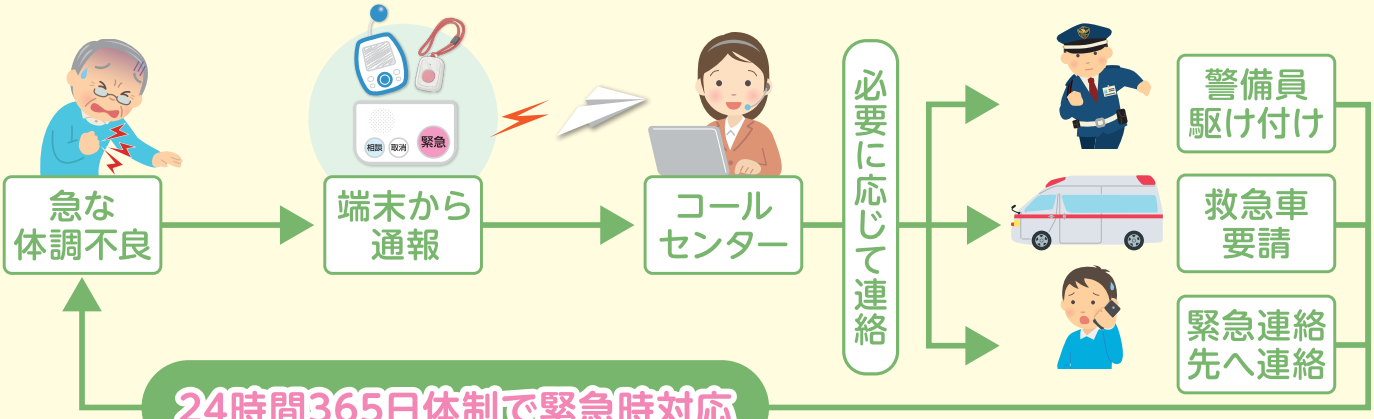

利用できる方

- 心臓疾患・高血圧などにより緊急時の支援が必要な65歳以上の方
- 75歳以上のひとり暮らしの方　など

※詳細な要件は裏面へ

こんなことができます

携帯型



- 外出時の携帯
- 外出先での通報
- 居場所の確認
  （位置情報検索）

利用料（月額）0円～2,070円

自宅型



- 自宅内での通報
- 自宅内で使えるペンダント型端末
- 生活リズムセンサー等を追加可能
  （一定時間動きがない場合自動通報）
  ※追加利用料あり

利用料（月額）0円～4,580円

共通機能

- 24時間365日体制で緊急時対応
- 緊急時はボタンを押す、またはひもを引くなどで通報
- 必要に応じ警備員の駆け付けや救急車の要請
- 健康相談可能

※月額利用料は、課税状況や利用するサービスにより異なります

選ぶ会社ごとにサービス内容が異なります。
詳しくは市ホームページの「高齢者等緊急通報システム事業案内チラシ」をご覧ください。

市ホームページ

川崎市　緊急通報システム　検索

利用できる方

※在宅で生活されている方が対象です。
※携帯型、自宅型のどちらかを選択できます。

携帯型



- 65歳以上で、心臓疾患や高血圧等の慢性疾患等のため日常生活に注意を要する方で、次の①～④いずれかに該当する方
  - ①ひとり暮らし
  - ②同居人が重度の要介護者や日中独居
  - ③同居人が65歳以上で心臓疾患や高血圧等の慢性疾患等のため日常生活に注意を要する
  - ④同居人が認知症（若年性認知症要介護１～５を含む）
- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 認知症による行方不明のおそれがある方（若年性認知症要介護１～５含む）

自宅型



- 65歳以上で、次の①と②両方を満たす方
  - ①心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため日常生活に注意を要する
  - ②ひとり暮らし（同居人が重度の要介護者または日中独居の方も対象）
  - ※付加サービス（生活リズムセンサー等）を追加できます
- 75歳以上のひとり暮らしの方
  - 基本サービス（緊急ペンダント）のみ利用可能

まずはご相談ください

利用には地域包括支援センターの訪問・確認が必要です。
お住まいの地域の地域包括支援センターはこちら▸▸▸▸▸▸▸

■各区 問合せ窓口

川崎区役所	高齢・障害課	044-201-3080	宮前区役所	高齢・障害課	044-856-3242
幸区役所	高齢・障害課	044-556-6619	多摩区役所	高齢・障害課	044-935-3266
中原区役所	高齢・障害課	044-744-3217	麻生区役所	高齢・障害課	044-965-5148
高津区役所	高齢・障害課	044-861-3255			

認知症コラム

■認知症等行方不明SOSネットワーク

認知症等により行方不明となるおそれのある方が事前登録し、行方不明の際に関係機関と連携して早期発見・早期保護につなげる仕組みです。

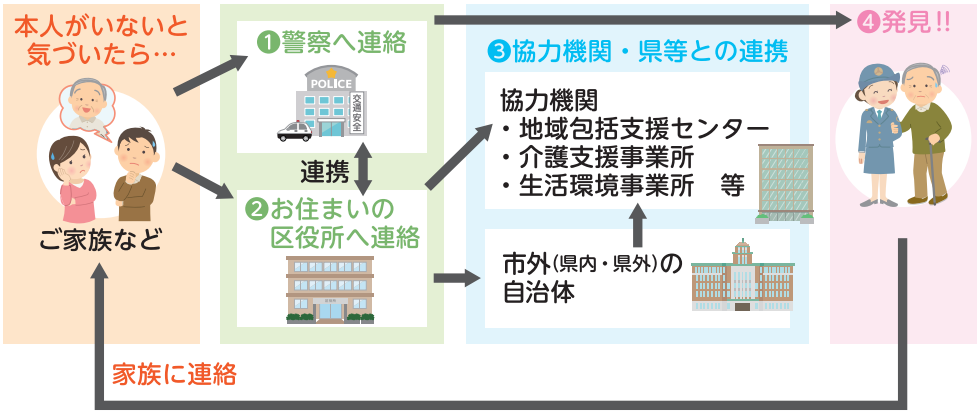

- 事前登録無料
- 登録した方にSOSネームプリントをお送りします
- 持ち物や衣服に貼ってご活用ください！
  ※SOSネームプリント
  QRコードを読み、コールセンターで情報の照会ができます。



■認知症の方が起こした事故を補償する保険について

認知症の方が事故を起こしてしまった場合、損害賠償請求を受ける可能性があります。
賠償は、加入している損害保険、共済やクレジットカード付帯保険等で対応できる場合もあります。
加入している保険の確認を行い、さらに補償が必要な場合は民間保険も御検討ください。



Colors, Future!
川崎市

◆作成・発行◆
令和8年 10月作成
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
電話：044-200-2911　FAX：044-200-3926